

使用料・手数料の適正化に関する基本方針の概要について

1 基本方針策定の趣旨

現在の使用料は、消費税率改定分を除き、基本的には合併前からの料金を引き継いでおり、同種目的施設あるいは同規模施設においてバラツキがあり具体的な算出根拠などが明確となっていない状況である。また、住民票や各種証明発行などの手数料においても、長年にわたって据え置かれてきたものである。

これらの行政サービスは、今後予定されている消費税率の引き上げなどの社会経済状況の変化や、利用する方と利用しない方との公平性の観点に基づき、受益と負担の適正化を図る必要がある。

そのため、施設の維持管理・運営や各種証明発行事務等に係る必要経費に基づく算定方法や、サービスに応じた適正な水準のもとで公平性の確保と受益と負担の原則に基づく利用者負担の考え方のほか、施設やサービスを利用する場合の減免についての統一的な基準を定めることが本方針策定の趣旨である。なお、使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応することとする。

2 基本的な考え方

(1) 受益と負担の公平性の確保

施設や各種証明などの利用者と他の納税者との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担を求めるという適正な「受益者負担」と「公費負担」の割合について考え方を定める。

(2) 算定根拠及び方法の明確化

市民にわかりやすく説明できるように、施設の管理運営や行政サービスの提供に要する費用（原価）を明らかにし、原価に基づく料金の算定方法を定める。

(3) 減額・免除の考え方の明確化

使用料・手数料それぞれの基準に加え、各施設において減額・免除の対象を定める場合には、真にやむを得ないものに限定することとして設定する。

(4) コスト削減に向けた内部努力

利用者（受益者）が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質・量が維持されることとなり、市財政の健全化を図ることができることから、常にコスト削減を意識し市民から理解が得られるよう努める。

(5) 定期的な見直し

社会経済状況や人口の状況など、市を取り巻く環境は今後も変化していくことが予測されることから、定期的に使用料・手数料を見直すこととする。

3 使用料・手数料の算定に関する実施方針

使用料・手数料の算定に関する実施方針は次のとおりとする。

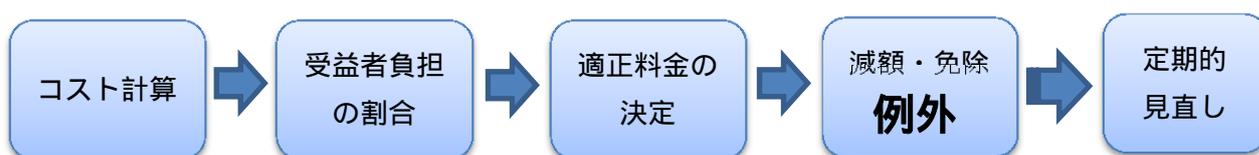
統一的な計算方式により行政サービス提供に係る料金原価を算定する。

行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と税負担の割合を明確にする。

料金の決定に当たっては、急激な市民負担の増加防止や近隣自治体との均衡を考慮する。

減免制度の標準化、適正化を行う。

定期的に料金見直しを実施するとともに、利用者のサービス向上に努める。



4 使用料の見直し方針

(1) 使用料の算定方法

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

(2) 原価の算定

原価に算定する経費は、施設の維持管理運営に要する人件費、物件費（賃金、需用費、役務費、委託料、備品購入費等）及び減価償却費の合計として、過去3年間の平均とする。なお、新規設置等により3年を経過していない施設についても、直近の実績を基に検討する。

(3) 原価の計算

貸室等（ホール・会議室等）の原価計算

$$1 \text{ 時間あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{貸出対象総面積} \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用(室)面積}$$

個人利用施設（博物館、プール等）の原価計算

$$1 \text{ 人あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

(4) 受益者負担率

施設の設置目的・その性質などから負担の在り方を考え、「必需的」、「選択的」、「公共的」、「市場的」の4つの視点から分類して受益者（利用者）と公費（市民全体）との負担の割合を定める。

必需的施設...日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設
 選択的施設...特定の市民に必要とされる施設
 市場的施設...民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設
 公共的施設...民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

| | | | |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 市場的  公共的 | 受益者負担 50% 公費負担 50% | 受益者負担 75% 公費負担 25% | 受益者負担 100% 公費負担 0% |
| | 受益者負担 25% 公費負担 75% | 受益者負担 50% 公費負担 50% | 受益者負担 75% 公費負担 25% |
| | 受益者負担 0% 公費負担 100% | 受益者負担 25% 公費負担 75% | 受益者負担 50% 公費負担 50% |
| | 必需的 ←————→ 選択的 | | |

施設本来の目的以外の利用に供する場合は、受益者負担率を「受益者負担 100%」として料金を設定する。

(5) 激変緩和措置

上記の方法によって受益者負担額を算出した結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり市民生活への影響が懸念される場合には、激変緩和措置を講じる。なお、定期的な見直しの際にも、同様の考え方として急激な変化を避けることとして、段階的に適正な負担額に近づけていくこととする。

(6) 減額・免除

これまでの減額・免除制度の効果を踏まえつつ、真にやむを得ないものに限定するという考え方の下、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直すこととする。

また、全施設に共通の基準に加え、各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策的・特例的措置として設定する。なお、市の政策課題である「子ども・子育て環境の整備」「障がい者の社会参加促進」等については、十分配慮することとする。

(7) その他検討する事項

- 市民利用と市民以外の者の利用についての使用料設定（差別化）
- 営利目的の場合の使用料設定

使用時間の設定（午前・午後・夜間の区分又は1時間ごとの区分）
冷暖房加算料金及び付帯設備・備品等の使用料の考え方
市内及び近隣自治体の類似施設や民間施設等との均衡を図る調整

5 手数料の見直し方針

(1) 手数料の算定方法

手数料基準額 = 原価 × 受益者負担率

(2) 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する経費の積み上げ（人件費、物件費）により過去3年間の平均額を基に原価を算出する。

(3) 原価の計算

手数料原価 = (1分当たりの人件費 × 処理時間(分) + 物件費等) ÷ 年間処理件数

年間処理件数...基準年度を含む過去3年の実績を基に算定する。

1分当たりの人件費計算方法（1円未満切捨て）

平均給与額 ÷ 出勤日数 ÷ 実労働時間 ÷ 60分

処理時間

原則、当該手数料事務ごとに処理時間を積算する。

ただし、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を1件当たり5分とする。

(4) 受益者負担率

手数料は、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とする。

(5) 減額・免除

減額・免除する範囲は、できるだけ限定する。

(6) その他検討する事項

近隣自治体等との均衡に配慮する場合の設定料金の調整

激変緩和措置

6 市における努力及び定期的な見直し

(1) コスト削減及び稼働率向上に向けた努力

管理運営業務内容の見直し・改善を図り、コスト削減を進めることが、使用料・手数料を抑制することとなる。

そのため、経費削減と併せ、PPP（官民連携手法）の導入などによるサービス向上及び更なる稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととする。

(2) 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、定期的に使用料・手数料の見直しを実施する。なお、急激な社会情勢等の変化があった場合については、その都度見直す。

また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行う。

7 使用料・手数料の見直しスケジュール(予定)について

| | | |
|-------|-----|--------------------------------|
| 平成30年 | 3月 | 使用料・手数料の適正化に関する基本方針概要を市議会報告・説明 |
| | 6月 | 基本方針内容を市議会報告・説明 |
| | 8月 | 改定料金(案)の検討 |
| | 9月 | 改定料金(案)を市議会報告・説明 |
| | 12月 | 条例改正の議案を市議会提出 |
| 平成31年 | 4月 | 新料金に基づき運用開始 |